

工事標準仕様書

(公財) 東京タクシーセンター

目 次

第1章 総 則

第1節 一般事項	1
1. 1. 1. 適用範囲	1
1. 1. 2. 用語の定義	1
1. 1. 3. 疑義の解釈	1
1. 1. 4. 官公署その他への手続き等	1
1. 1. 5. 法令等の順守	1
1. 1. 6. 軽微な変更	1
1. 1. 7. 書類の提出	1
1. 1. 8. 工事の周知	1
1. 1. 9. 対外折衝	1
1. 1. 10. 工事施工計画書	1
1. 1. 11. 工事施工図等	1
1. 1. 12. 実施工程表の提出	1
1. 1. 13. 費用の負担	2
第2節 施工管理	2
1. 2. 1. 施工管理	2
1. 2. 2. 日曜、祝日等又は夜間における作業	2
1. 2. 3. 施工時期の指定	2
1. 2. 4. 他の工事との関係	2
1. 2. 5. 工事日報及び月報の提出	2
1. 2. 6. 工事関係書類の常備	2
1. 2. 7. 検査結果の提出	2
1. 2. 8. 施工中の確認及び立会い	2
1. 2. 9. 工事記録写真	2
1. 2. 10. 工事基準点	2
1. 2. 11. 詰所、材料置場等	3
1. 2. 12. 工事用機器等	3
1. 2. 13. 工事内容等を示す標識の設置	3
1. 2. 14. 土砂、資材等の運搬	3
1. 2. 15. 発生材の処理	3

第3節 安全管理	3
1. 3. 1. 一般事項	3
1. 3. 2. 交通及び保安上の措置	3
1. 3. 3. 事故防止	4
1. 3. 4. 事故発生時の措置	4
1. 3. 5. 公害防止	4
1. 3. 6. 火災防止	4
1. 3. 7. 現場の整理整頓	4
第4節 完了	4
1. 4. 1. 跡片付け	4
参 考	5

第2章 材 料

第1節 請負持材料	6
2. 1. 1. 使用材料の承諾	6
2. 1. 2. 材料の規格	6
2. 1. 3. 材料の検査	6
2. 1. 4. 材料の再検査	6
2. 1. 5. 材料の搬入	6
2. 1. 6. 請負持材料の保管	6
2. 1. 7. 使用数量の確認	6
第2節 支給材料	6
2. 2. 1. 受領の手続き	6
2. 2. 2. 支給材料の搬入及び保管	6
第3節 発生材料	6
2. 3. 1. 発生材料の使用	6

第1章 総 則

第1節 一般事項

- | | |
|---------------------|--|
| 1.1.1. 適用範囲 | (1) この仕様書は、(公財)東京タクシーセンター（以下「センター」という）の施工する工事に適用する。
(2) 特記仕様書及び図面に記載された事項は、この仕様書に優先する。 |
| 1.1.2. 用語の定義 | (1) 監督員とは、センターが通知した監督員をいう。
(2) 請負者とは、契約の当事者または現場代理人をいう。
(3) 指示とは、発注者側の発議により、監督員が請負者に対し、監督員の所轄事務に関する方針、基準、計画等を示し実施させることをいう。
(4) 承諾とは、請負者側の発議により、請負者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
(5) 協議とは、監督員と請負者とが対等の立場で合議することをいう。 |
| 1.1.3. 疑義の解釈 | 標準仕様書、特記仕様書及び図面（以下「設計図書」という）に疑義を生じた場合は、あらかじめ監督員の指示を受けること。 |
| 1.1.4. 官公署その他への手続き等 | 工事施工に必要な関係官公署等への諸手続は、すみやかに請負者が処理し報告すること。 |
| 1.1.5. 法令等の順守 | (1) 請負者は、工事の施工に当たり、関係法規等を順守すること。
(2) 請負者は、これら関係法規の運営適用については、請負者の責任において処理すること。
(3) 請負者は、工事の施工について、第三者との協議事項がある場合は、これを順守すること。 |
| 1.1.6. 軽微な変更 | 現場のおさまり、取り合わせの関係で工作物、機器及び材料の取付け位置、寸法、員数又は取付け工法等を多少変更するなどの軽微なものは、監督員と協議のうえ、施工すること。このときは、この変更を行わない。 |
| 1.1.7. 書類の提出 | 請負者は、監督員の示す書式によりすみやかに関係書類を提出すること。 |
| 1.1.8. 工事の周知 | 請負者は、工事内容を地元住民や通行人、利用者に周知させ、協力を求めるための必要な措置を講じること。 |
| 1.1.9. 対外折衝 | 請負者は、工事の施工に関して関係官公署及び付近の住民との交渉を要するとき、又は交渉をうけたときは、すみやかに監督員と協議し、必要な措置を講じること。 |
| 1.1.10. 工事施工計画書 | 請負者は、特記仕様書に定めがある場合、あらかじめ工事施工計画書を提出し、監督員の承諾を受けること。 |
| 1.1.11. 工事施行図等 | 請負者は、設計図書に定めがある場合及び監督員が必要と認めた場合、施工図、加工図、現寸図等を作成し、監督員の承諾を受けること。 |
| 1.1.12. 実施工程表の提出 | 請負者は、工事の実施工程表を提出すること。ただし、監督員が実施工程表の提出を必要としないと認めた場合は、この限りでない。 |
| 1.1.13. 費用の負担 | 工事施工に必要な費用のうち、次のものは請負者の負担とする。 |

	① 材料及び工事の検査に直接必要な費用。 ② 工事施工及び竣工に伴う測量等に要する費用。 ③ 官公署等へ手続き及び工事周知に要する費用。
第2節 施工管理	
1.2.1. 施工管理	請負者は、工程表に従い所定の工期内に設計図書に定められた出来形、品質の規格値及び工事目的物の機能を満足するよう施工管理を行うこと。
1.2.2. 日曜、祝日等又は夜間に於ける作業	工事施工の都合上「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同3日、日曜日及び土曜日（以下「日曜、祝日等」という。）又は、夜間に作業を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。また監督員が必要と認めたときは、日曜、祝日等又は夜間に作業を指示することがある。
1.2.3. 施工時期の指定	特に施工の時期について設計図書に定められた場合又は監督員が指示した場合は、それに従い施工すること。
1.2.4. 他の工事との関係	(1) 請負者は、工事の施工中、この工事に関連して他の者と別契約して他の工事を施工するときは監督員の承諾を受けること。 (2) 請負者は、建築工事において、既に設置した仮設道路、定置する足場等の類を別契約の関係工事請負者に無償で使用するすること。 請負者は、工事の進捗にあわせて、工事日報及び工事月報を監督員に提出すること。ただし、監督員がその必要性がないと認めた場合は、この限りではない。
1.2.5. 工事日報及び月報の提出	請負者は、工事に関する関係書類を備え、監督員が随時閲覧できるように整理しておくこと。
1.2.6. 工事関係書類の常備	請負者は、各種の検査及び試験結果等を正確に記録して、系統的かつ綿密に整理し、監督員の要求に応じ提出すること。
1.2.7. 検査結果の提出	(1) 請負者は、主要な工事段階の区切り及び監督員と協議して定めた工程に達したときは、その確認を受けた後、次の工程に移ること。
1.2.8. 施工中の確認及び立会い	(2) 請負者は、設計図書に定められた場合又は監督員が特に指示する場合には、監督員の立会いを受けること。ただし、やむを得ず監督員が立会えないときは写真等で記録し、後日監督員の確認を受けること。 請負者は、工事記録写真撮影計画書を提出し、監督員の承諾を受け、それに従い工事記録写真を撮影して、監督員が随時閲覧できるように整備しておくこと。ただし軽微な工事については、監督員の指示により工事記録撮影計画書の提出を省略することができる。
1.2.9. 工事記録写真	(1) 請負者は、工事の施行にあたっては監督員の指定する基準点を使用すること。
1.2.10. 工事基準点	(2) 請負者は、基準点の位置及び高さに変動のないように管理すること。 請負者は、詰所、材料置場、機械据付場所等についてあらかじめ監督員と打合せし、必要に応じて所定の手続をとること。
1.2.11. 詰所、材料置場等	請負者は、工事用の機器及び仮設物等は各種工事に適するものを使用

1.2.12. 工事中機器等	すること。ただし、監督員が不適当と認めた時は、取替えを指示することがある。 請負者は、必要に応じて工事現場に工事内容等を示す標識等を設置すること。
1.2.13. 工事内容等 示す標識の設置	請負者は、土砂、資材等の運搬に当たり、積載超過にならないようにすること。
1.2.14. 土砂、資材等 の運搬	(1) 請負者は、設計図書に返納品と定められた現場発生材は、数量を確認し、所定の手続のうえ監督員の指定する場所に運搬、整理をすること。
1.2.15. 発生材処理	(2) 請負者は、設計図書に定めのない現場発生材は、監督員と協議のうえ処理すること。 (3) 請負者は、自由処分となっている残土等は、あらかじめ適切な場所を確保し、不法投棄等第三者に損害を与えるような行為のないように、請負者の責任において処分すること。 なお、コンクリート廃材、アスコン廃材、廃プラスチック類等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき適正に処分すること。
第3節 安全管理	
1.3.1. 一般事項	(1) 請負者は、安全管理に関する諸法規、通達等を順守し、常に工事の安全に留意し、事故及び労働災害の発生防止に努めること。 (2) 請負者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、常に相互協調して安全管理にそごをきたさないよう処置すること。 (3) 請負者は、豪雪、出水その他天災に対しては、平素から気象予報などについて十分注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておくこと。 (4) 請負者は、火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱について関係法令の定めるところに従い万全の方策を講ずること。 (5) 請負者は、事故防止を図るため、必要に応じ安全対策組織、緊急時体制及び事故発生の際の通報連絡系統等についてあらかじめ監督員に提出すること。
1.3.2. 交通及び保安 上の措置	(1) 請負者は、一般交通に関係ある工事については、関係官公署の指示事項を順守し、十分な保安施設を設けるとともに、必要に応じて交通整理員を配置すること。 (2) 請負者は、現場には危険防止のため、仮囲い、柵など適切な施設を設置するとともに、夜間にあつては保安灯を点ずるなど、保安警戒に十分注意すること。 (3) 請負者は、土砂、資材等の運搬に当たり、ダンプカー等大型自動車を使用するときは、過積載の防止及び交通安全の確保に努めること。
1.3.3. 事故防止	(1) 請負者は、公衆の生命、身体及び財産に関する危害、迷惑を防止するために必要な措置を講ずること。

	(2) 請負者は、地上及び地下工作物、水域、樹木、井戸水等に損失又はその機能を阻害しないよう適切な防護の措置を講ずること。 (3) 請負者は、工事施工中、障害等を発見した場合、すみやかに臨機の措置を講じたうえ、監督員に通知すること。 (4) 請負者は、設計図書に定めがある場合、地下埋設物の保安に専任の係員を配置し、常に巡回点検を行ない、事故防止に努めること。 (5) 工事施工中、ガス漏れ、出水などの事故発生のおそれがある場合は、被害発生を未然に防止するよう万全の措置を講じること。
1.3.4. 事故発生時の措置	工事施工中、工事の実施に影響を及ぼす事故、人身に損害を生じた事故措置又は第三者に損傷を与える事故が発生したときは、応急処置等所要の措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、遅滞なく監督員に報告すること。
1.3.5. 公害防止	請負者は、公害防止に関する諸法規、通達等を順守し、公害防止に努めるとともに、届出等が必要な場合は所定の手続きを行うこと。
1.3.6. 火災防止	請負者は、工事のために火気を使用する場合は、十分な防護措置を講じる必要がある場合はあらかじめ所轄消防署に連絡し、所定の手続きをとること。
1.3.7. 現場の整理整頓	工事施工中、機械器具、工事用材料、不用土砂等が、交通及び保安上の障害とならないよう使用の都度整理し又は現場外に搬出して、現場内は常に整頓しておくこと。
第4節 完了	
1.4.1. 跡片付け	請負者は、工事完了に先立ち、当該工事及びその関連する部分の跡片付け及び清掃を行うこと。
参 考	工事施工に関する法規類のうち、主なものは次のとおりである。 (1.1.5. 関係) ○ 建設業法（昭和24年法律第100号） ○ 建築基準法（昭和25年法律第201号） ○ 建築士法（昭和25年法律第202号） ○ 道路法（昭和27年法律第180号） ○ 道路交通法（昭和35年法律第105号） ○ 文化財保護法（昭和25年法律第214号） ○ 騒音規制法（昭和43年法律第98号） ○ 振動規制法（昭和51年法律第64号） ○ 労働基準法（昭和22年法律第49号） ○ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） ○ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号） ○ 電気事業法（昭和39年法律第170号） ○ 東京都公害防止条例（昭和44年都条例第97号） ○ 車両制限令（昭和36年政令第265号）

- 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別
処置法（昭和42年法律第131号）

第2章 材 料

第1節 請負持材料

- 2.1.1. 使用材料の承諾 (1) 設計材料に定められた主要な材料は、監督員の指示に従い、あらかじめ承諾を受けること。
(2) 設計図書に定められたものについては、材料、仕上げの程度、色合い等について見本又は資料を提出して監督員の承諾を受けること。
- 2.1.2. 材料の規格 (1) 設計図書に定めない材料及び仮設以外の工事材料は、新品を使用すること。
(2) 工事用材料は、日本工業規格（JIS）、又は優良住宅部品（BL部品）等の規格又は適合したものを使用し、規格のない材料は、監督員の承諾を受けてから使用すること。
- 2.1.3. 材料の検査 工事用材料は、所定の検査を受け、検査に合格したものを使用すること。
- 2.1.4. 材料の再検査 検査に合格した材料であっても、使用時になって損傷又は変質したものは、新品と取替え再検査を受けること。
- 2.1.5. 材料の搬入 請負者は、工事用材料を工程表に基づき、工事の施工に支障が生じないように現場に搬入すること。
- 2.1.6. 請負持材料の保管 請負者は、検査に合格した請負持材料をその責任において保管し、不合格品は直ぐにこれを現場外に搬出すること。
- 2.1.7. 使用数量の確認 請負者は、設計図書に定められたもので使用材料の数量が確認しがたいものについては、空袋、空かん等を整備し監督員の確認を受けること。

第2節 支給材料

- 2.2.1. 受領の手続き
- 2.2.2. 支給材料の搬入及び保管 請負者は、支給材料を受領するときは、所定の手続きをとること。
請負者は、支給を受けた材料の数量を確認し、監督員と打合せのうえ、その責任において紛失又は損傷のないように現場に搬入し、保管すること。

第3節 発生材料

- 2.3.1. 発生材料の使用 発生材のうち、設計図書の定めにより当該工事の材料として使用するものについては、監督員の指示に従う。